

災害時等における一時の避難所等に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と、つるおかエコ・アース株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者に対して、乙の管理する施設又は敷地の一部を一時の避難所として使用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象施設）

第1条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地：山形県鶴岡市宝田三丁目13番6号

施設名：鶴岡市クリーンセンター内ごみ焼却施設

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）を洪水ハザードマップへの記載その他の方法により避難所として市民へ周知することができる。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、本協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。この場合において、乙は、実施する業務の妨げとならない範囲で協力するものとし、甲の要請に必ず対応する義務を負うものではないものとする。

(1) 対象施設の一部を一時の避難所として利用できるようにし、避難者を受け入れること。この場合において、一時の避難所とする場所は、乙が指定する。

(2) 避難者に対し、次に掲げるものを可能な範囲で提供し、又は貸与すること。

ア 避難所運営及び非常用防災用品充電等のための電源

イ 水道、井戸ポンプ等による給水

ウ 乙の保有する防災備蓄品及び対象施設内の資機材

エ 避難に必要なテレビ、ラジオ等による情報

(3) 前2号に掲げるほか、乙が避難者の一時の受入等に関して甲に協力できる事項

（要請方法等）

第3条 前条の規定による要請に基づき乙が協力する期間は、災害時等に避難が開始されたときから、1週間以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 本協定に基づく要請は、口頭、電話等の通信手段をもって行うものとする。

3 乙は、本協定に基づき協力するときは、遅滞なく、甲に通知するものとする。

4 対象施設の一部が一時の避難所として提供されたときは、甲は、乙が実施する業務の支障とならないよう配慮するとともに、一時の避難所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく対象施設の利用に伴い発生した費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲及び乙の協議により決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定により乙が甲へ提供した防災備蓄品の費用並びに災害鎮静後の防災備蓄品の補充及び防災備蓄品の使用期限の到来による不足の補充のための費用は、乙の負担とする。

（平常時からの備え）

第5条 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

（効力）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から「鶴岡市ごみ焼却施設整備・運営事業運營業務委託契約」の終期までとする。

（協定の解除）

第7条 甲は、前条の規定にかかわらず、本協定の解除を1か月前までに乙に通知することで、いつでも本協定を解除することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙二者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月4日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治



乙 山形県鶴岡市白山字西木村56番地1

つるおかエコ・アース株式会社

取締役社長 伊東 孝 郎

